

小山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律事務要領

(趣 旨)

第1 この基準は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第378号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年建設省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この基準において使用する用語の意義は、特に定めるものを除き、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによるものとする。

(特別特定建築物の移動等円滑化基準への適合に関する届出)

第3 法第14条第1項に規定する政令で定める規模以上の特別特定建築物の建築をしようとする者は、特別特定建築物の移動等円滑化基準への適合に関する届出書（様式第1号）に省令第8条の表に掲げる図書及び建築物移動等円滑化基準チェックリストを添えて市長に提出するものとする。

2 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年栃木県条例第25号）第16条の規定に基づく届出と同時に提出する場合は、省令第8条の表に掲げる図書を省略できるものとする。

(特別特定建築物に対する基準適合命令等)

第4 法第15条第1項の規定による命令は、特別特定建築物改善命令書（様式第2号）により行うものとする。命令を受けた特別特定建築物の建築又は維持保全をする者は、速やかに特別特定建築物改善計画書（様式第3号）を提出し、改善を行ったときは、特別特定建築物改善完了報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

2 法第53条第3項に規定する特別特定建築物の建築若しくは維持保全をするものが行う報告は、特別特定建築物の移動等円滑化基準への適合に関する報告書（様式第5号）に、必要な書類及び図面を添えて市長に行うものとする。

(計画の認定前の事前協議)

第5 法第17条第1項の認定を申請しようとするときは、原則として申請に先立ち設計内容の利用円滑化誘導基準への適合状況を明らかにしたチェックリスト及び関係設計図書等により、市長との事前協議を行うものとする。

(計画の認定の申請)

第6 法第17条第1項の規定による認定の申請は、省令第8条に規定する図書のほか、次に定める図書を添付するものとする。

(1) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 省令第8条の表に掲げる図書の縮尺は、それぞれ次に定めるものとする。
- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 付近見取図 | 任意 |
| (2) 配置図 | 1/100~1/1,000 |
| (3) 各階平面図 | 1/50~1/400 |
| (4) 断面図 | 1/10~1/100 |
| (5) 構造詳細図 | 1/10~1/100 |

(計画の通知)

- 第7 法第17条第5項の規定による通知は、認定建築物計画通知書に建築基準法第6条第1項に規定する確認申請書を添えるものとする。
- 2 建築主事は、建築基準法第18条第3項の規定により、審査し適合するときには、法第17条第6項の規定により、認定建築物適合通知書（様式第7号）に確認申請書の副本を添えて市長に通知するものとする。

(計画の認定)

- 第8 市長は、計画の認定の申請があった場合において、次の各号のすべてを満たすときは計画の認定をするものとする。
- (1) 特定施設が建築物移動等円滑化誘導基準に適合していること。
 - (2) 不特定かつ多数の者が利用する室が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮されていると認められること。
 - (3) 維持保全の計画が定められていること。
 - (4) 資金計画が適切なものと認められること。
 - (5) 第8条第2項の認定建築物適合通知書を受けていること。（法第17条第5項の規定に基づく通知した場合）又は建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けていること。（同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合）
- 2 市長は、申請に係る計画が前項各号のいずれかに適合しないと認めたとときは、その理由を明示した文書をもって認定しない旨の通知（様式第8号）をするものとし、法第17条第5項の規定に基づく通知した場合、別途、建築確認申請を行い建築確認を受ける必要のある旨を説明するものとする。

(計画の変更の認定)

- 第9 認定事業者が認定建築物の計画を変更する場合は、変更の内容を市長へ申し出て、変更の内容が法第18条第1項の変更の認定を要するか否かについて市長と協議を行うものとする。
- 2 法第18条第1項に規定する計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、計画変更認定申請書（様式第9号）、正副各1通に省令第8条の表の図書の変更に係わる部分について、変更前及び変更後を明示した図書を添えて提出しなければならない。
- 3 前項の計画の変更の認定をする場合は、認定事業者あてに、計画変更認定通知書（様式第10号）により通知するものとする。
- 4 第2項の計画の変更の認定は、第7及び第8の規定を準用する。

（認定事業者の変更等）

- 第10 認定建築物の工事が完了する前に認定事業者を変更しようとするときは、認定事業者は、認定業者の変更届（様式第11-1号）により市長に届け出て承認（様式第11-2号）を受けるものとする。
- 2 計画の認定又は計画の変更認定を申請した者は、市長が当該計画の認定又は計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第12号）により、市長に届け出るものとする。
- 3 認定事業者は、認定建築物の工事を取りやめようとするときは、工事とりやめ届（様式第13号）により、市長に届け出るものとする。
- 4 前3項の届出は、小山市建築基準法施行細則（昭和56年規則第1号）第7条及び第8条の規定を準用する。
- 5 市長は、第1項から第3項の届出があった場合、その届出書の写により建築主事に通知するものとする。

（認定建築物の完了報告）

- 第11 認定事業者は、認定建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書（様式第14号）によりその旨を市長に報告するものとする。
- 2 認定建築物の工事が完了した場合において、認定事業者が前項の規定による届出又は報告をしないときは、市長は、当該届出又は報告を当該事業者に求めるものとする。

（認定建築物の建築基準法の手続き）

- 第12 認定事業者は、認定建築物が、建築基準法第7条の3第1項の建築物に該当する場合、同法第4項に基づく検査を受けなければならない。
- 2 認定事業者は、認定建築物の工事が完了した場合は建築基準法第7条に基づく検査を受けなければならない。

（認定建築物の改善命令）

- 第13 法第21条の規定による命令は、第4第1項を準用する。（様式第15、16、17号）

（計画の認定の取消し）

- 第14 市長は、第14の命令の後、相当の期間を経過しても改善されないと認められた場合は、法第22条に基づき、認定を取消すことができる。
- 2 前項の規定による取消しは、取消通知書（様式第18号）によるものとする。

（既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例）

- 第15 法第23条第1項の計画の認定を受けようとする特定建築主は、昇降機設置特例認定申請書（様式第19号）、正副各1通に建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1中（い）欄、（ろ）欄及び（は）欄に掲げる図書（同表（い）欄に掲げる図書のうちし尿浄化槽の見取図を除く。）並びに第4項の表1中昇降機の欄に掲げる図書を添えて申請するものとする。

2 市長は、法第23条第1項の規定による申請について認定したときは、既存特定建築物の特例認定通知書（様式第20号）により申請者に通知するものとする。

（計画の認定後の報告等）

第16 法第53条第4項の規定による認定建築物の建築等又は維持保全の状況についての報告は、認定建築物の建築等又は維持保全の状況についての報告書に、必要な書類及び図面を添付して市長に行うものとする。（様式第21号）

附 則

1. この要領は、平成24年1月1日から施行する。
2. 小山市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律事務要綱（平成15年9月1日制定）は廃止する。

| 別 添 | チェックリスト等 | 要領条文 |
|-----|------------------|------|
| 1 | 利用円滑化基準チェックリスト | 第3 |
| 2 | 利用円滑化誘導基準チェックリスト | 第6 |

| 様式番号 | 名 称 | 要領条文 |
|----------|----------------------------|------|
| 様式第 1 号 | 特別特定建築物の利用円滑化基準への適合に関する届出書 | 第 3 |
| 様式第 2 号 | 特別特定建築物改善命令書 | 第 4 |
| 様式第 3 号 | 特別特定建築物改善計画書 | 第 4 |
| 様式第 4 号 | 特別特定建築物改善完了報告書 | 第 4 |
| 様式第 5 号 | 特別特定建築物の利用円滑化基準への適合に関する報告書 | 第 4 |
| 様式第 6 号 | 認定建築物計画通知書 | 第 7 |
| 様式第 7 号 | 認定建築物適合通知書 | 第 7 |
| 様式第 8 号 | 認定しない旨の通知 | 第 8 |
| 様式第 9 号 | 計画変更認定申請書 | 第 9 |
| 様式第 10 号 | 計画変更認定通知書 | 第 9 |
| 様式第 11 号 | 認定事業者の変更届 | 第 10 |
| 様式第 12 号 | 取り下げ届 | 第 10 |
| 様式第 13 号 | 取りやめ届 | 第 10 |
| 様式第 14 号 | 工事完了報告書 | 第 11 |
| 様式第 15 号 | 認定建築物改善命令書 | 第 13 |
| 様式第 16 号 | 認定建築物改善計画書 | 第 13 |
| 様式第 17 号 | 認定建築物改善完了報告書 | 第 13 |
| 様式第 18 号 | 認定取消通知書 | 第 14 |
| 様式第 19 号 | 昇降機設置特例認定申請書 | 第 15 |
| 様式第 20 号 | 既存特定建築物の特例認定通知書 | 第 15 |
| 様式第 21 号 | 認定建築物の建築等又は維持保全の状況についての報告書 | 第 16 |